

1. 開催日時

令和7年7月25日(金)

開会：午後1時30分

閉会：午後2時48分

2. 開催場所

東庄町役場 1階 多目的ホール

3. 議題

教育を行うための諸条件整備など重点的に講すべき施策についての意見交換

- ① いじめに関する現状と課題について
- ② その他

4. 出席者

東庄町長 岩田 利雄

教育委員会

教育長 石橋 宏克

教育長職務代理者 青野 敏

教育委員 林 英伸

教育委員 岩井 利幸

教育委員 秋元 悅子

説明員

教育課長 郡 伸明

千葉県教育庁北総教育事務所

指導室主席指導主事 高橋 圭

事務局

総務課長 香取 康成

総務課主幹 高柳 隆之

5. 傍聴者

1名

6. 議事の経過

別紙のとおり

令和7年度第1回東庄町総合教育会議 会議録

日 時 令和7年7月25日（金）

午後1時30分から

会 場 東庄町役場 多目的ホール

(午後 1時28分 開会)

○香取総務課長 それでは、皆様おそろいですので、ただいまから令和7年度第1回東庄町総合教育会議を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

町長挨拶。岩田町長、お願ひいたします。

○岩田町長 皆さん、こんにちは。本日はご多忙のところ、また大変、暑い中、委員各位には令和7年度第1回総合教育会議ということでご参集を賜りましてありがとうございます。

本日の総合教育会議は、「いじめに関する現状と課題について」が議題となっております。平成25年に制定をされました「いじめ防止対策推進法」には、いじめの発生を防止するための基本方針、そしてまた基本的施策、措置方法が定められております。

本日は、千葉県教育庁北総教育事務所指導室より、高橋主席指導主事にご来町いただいております。「いじめの防止対策推進法」制定の経緯につきまして、また国・県のいじめの現状をご説明いただきたいと、このように考えております。

子どもたちを取り巻く環境でありますけれども、大きく変化をしておりまして、子どもたちの健全育成を図るためには、周囲の大人たちが環境の変化に対応していくことが非常に重要であるとこのように考えております。子どもたちは敏感でありますから、即座にそれを受け止めます。

そういうことで、現状の課題を共有し、また今後の施策方針等について、有意義なご意見をいただきたく、お願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございます。

○香取総務課長 ありがとうございました。

続きまして、教育長挨拶。石橋教育長お願いいたします。

○石橋教育長 皆さん、改めましてこんにちは。

それでは、令和7年度第1回総合教育会議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

今年度の梅雨明けは18日でした。その前から、暑い日が続いておりましたが、さらなる日本列島が熱波に包まれています。

今日も非常に気温が高く、熱中症が心配されるところでございます。学校においても、熱中症に十分注意を払いながら7月18日、ちょうど梅雨明けの日でしたけれども、終業式を終えまして、一学期が終了しました。そして、今、子どもたちが夏休みに入ったところでございます。

本日は説明員としまして、千葉県教育庁北総教育事務所から高橋圭主席指導主事をお招きいたしました。高橋先生には後ほど全国、千葉県におけるいじめの現状についてご説明いただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

協議項目にもありますとおり、いじめ防止対策推進法ができた経緯であるとか、いじめの定義であるとか、学校の責務、そして教育委員会の責務、いじめの重大事態とはどういうことなのか、首長の役割、教育委員会の役割等について、詳しくご説明をいただきます。それぞれの立場からご確認いただきたいと思います。

教育委員の皆様には、いじめを防止するために地域や家庭で何ができるのか、あるいはいじめに関することで日頃から感じていることなど、意見交換をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、まとまりませんが挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○香取総務課長 ありがとうございました。

それでは議事に入ります。議事進行につきましては、町長にお願いいたします。

○岩田町長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

教育を行うための諸条件整備など重点的に講ずるべき施策についての意見交換を議題といたします。

今回の会議では、いじめに関する現状と課題につきまして、意見交換をしていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

それでは最初に、千葉県教育庁北総教育事務所指導室、高橋主席指導主事より、いじめについての現状について説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○高橋主席指導主事 皆様、改めまして、こんにちは。千葉県教育庁北総教育事務所より参りました、高橋と申します。

本日は、総合教育会議にお招きいただきまして誠にありがとうございます。

早速ですが、最初にいじめ防止対策推進法ができた経緯からご説明申し上げます。

2011年10月、当時中学2年生の男子生徒が自宅マンションから飛び降り自殺をしました。この痛ましい出来事が後に大津いじめ自殺事件として社会に大きな衝撃を与えることとなります。当時、滋賀県大津市の中学校に通うこの男子生徒は、同級生たちから日常的に金銭の要求、暴行、自殺の練習と称したいじめ、排せつの強要など、想像を絶するいじめを受けていました。

学校は男子生徒からのいじめの訴えに対し、いじめと認識せず、単なる友人間のトラブルとして処理をしていました。アンケート調査は行われましたが、いじめの事実は把握されず、具体的な対策は講じられませんでした。自殺後も学校は当初いじめの事実を否定し、情報公開にも消極的な姿勢を見せました。

当時の対応ですが、大津市教育委員会もまた学校からの報告をうのみにし、いじめの重大性を認識していませんでした。事件発覚後も市教育委員会はいじめの事実認定に時間を要し、情報公開に対する姿勢も世間の批判を浴びることとなりました。第三者による調査委員会が設置されるまでに長く時間がかかり、被害者遺族への配慮にも欠けていたと指摘されております。

この事件は、いじめ問題に対する学校や教育委員会のずさんな対応を浮き彫りにし、社会全体に大きな衝撃と怒りをもたらしました。当時の野田佳彦内閣総理大臣も異例のコメントを発表するなど、国をも動かす事態に発展していきました。

その後すぐに国会での議論が加速しまして、2013年9月いじめ防止対策推進法が施行されました。先ほど、町長からもご説明ありましたが、このいじめ防止対策推進法ですが、いじめの定義を明確にし、学校や教育委員会だけでなく、国や地方公共団体、保護者、地域住民など、社会全体でいじめ問題に取り組むことを義務づけ、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置について具体的な責務を定めています。このように、大津いじめ自殺事件は、日本のいじめ対策を大きく前進させる契機となった極めて重要な事件として記憶されています。

次に、千葉県教育委員会が公表しております令和5年度、県内のいじめの認知件数ですが、小学校で46, 584件、前年度より1, 268件の増加、中学校で6, 857件、前年度より368件増加となっていました。

続きまして、縦の棒グラフですが、こちらは都道府県別の学校において認知したいじ

めの件数を示したものとなります。ご覧のとおり千葉県は全国的に見ても認知件数が多いことが分かりますが、この結果をもって千葉県ではいじめが多いと結論づける必要はございません。

文部科学省からの通知にて、いじめの認知件数が多い学校についてこのようにコメントされています。「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けたスタートラインに立っている、と極めて肯定的に評価する。」と文部科学省は明言しております。このように、千葉県のいじめ問題に対する積極的な取組の姿勢に関しましては高く評価をされております。

県内のいじめの主な行為としては、①冷やかしやからかい、悪口等。②軽くぶつかられる、叩かれる等。③仲間外れ、集団による無視。④嫌なことや恥ずかしいことを言われたりさせられたりするという4つが、小学校、中学校共に上位となっています。

いじめの認知、学校がいじめを認知としたきっかけですが、小学校、中学校共に1番多いのがアンケート調査となっております。このアンケート調査は小中学校共に定期的に学校でアンケートを実施しております。2番目が、本人からの訴え。3番目は小学校では、学級担任のいわゆる発見。中学校では、保護者の訴えとなっております。

続いて、いじめ重大事態についてです。いじめの行為のうち、特に深刻ないじめ事案をいじめ重大事態と呼んでいます。

令和5年度全国のいじめ重大事態の発生件数は1,306件で、前年度令和4年度から約400件増えております。なお、令和5年度、千葉県ではいじめ重大事態は合計で102件でした。

続いて、いじめの定義についてご説明申し上げます。いじめは、いじめ防止対策推進法では4つ、その要件を示しています。

1つ目、いじめの当事者が学校に在籍する児童生徒であること。2つ目、加害者と被害者の間に、学校、クラス、部活動、塾等、何らかのつながりがあること。3つ目、悪口、無視、仲間外れ、暴力などを相手に精神的または身体的な苦痛を与える行為であること。4つ目、加害者の行為によって、被害者が精神的な苦痛や不快感、恐怖感などを感じていること。

ですので、たとえ加害者がこれは冗談だった、からかいのつもりだったと思っていても、被害者が苦痛を感じていればいじめと判断される可能性が高くなります。また、いじめは学校の内外を問わず発生し得るとされています。オンライン上を含めたあら

ゆる場所での行為が対象となっております。この定義に基づき、いじめの兆候を見逃さずに対応していくことが、いじめ防止対策の第一歩となります。

続いて、いじめに対する学校の責務についてご説明いたします。学校はいじめに対し、組織対応していくことが求められております。具体的には、いじめ防止等に関する基本的な方針の策定、校内いじめ対策委員会の設置等、学校全体で組織的に対応できる体制の整備、教職員研修による資質向上、道徳教育や体験活動の充実、いじめの早期発見と対処に資するため、教職員による日常の児童生徒の状況の把握、いじめが確認された場合の速やかな事実関係の確認と報告、いじめを受けた児童生徒や保護者への支援、またいじめを行った児童生徒への指導や保護者への助言等を行っていきます。なお、犯罪行為に該当するいじめの場合は、疑いも含めて警察等との連携を図ります。

続いて、市町教育委員会の責務です。①いじめ防止等のための基本的な方針の策定、②学校への指導・助言、③重大事態の対応、④相談体制の整備、⑤いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性などについて必要な広報、⑥その他啓発活動など、町内小中学校のいじめ防止策を推進し、学校を監督支援し、重大事態発生時には調査と適切な対応を行う責務があります。

以上、ここまでいじめについての説明とさせていただきます。

次に、いじめの重大事態について説明いたします。先ほども申し上げましたが、改めていじめの行為のうち、特に深刻ないじめの事態をいじめ重大事態とし、いじめ重大事態調査を行うものとしております。

この調査の目的は、単にいじめがあったかどうかを調べるだけでなく、以下の5点を目的としております。

- ① 対象児童生徒の尊厳の保持
 - ② 事実関係の確認
 - ③ 仮に不登校状態であれば、不登校状態の解消
 - ④ 学校の取組の検証
 - ⑤ 再発防止
- です。

いじめの重大事態には2つ定義されておりまして、いじめにより、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある事態のことを第1号事案。いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態を第2号事案と呼んでいます。なお、第2号事案の相当の期間とは、おおよそ年間30日

を目安としています。

第1号事案について少し説明を加えます。生命の重大な被害とは、例えば自殺を企図した場合などが挙げられます。なお、自殺未遂、あるいは軽傷で済んだ場合も含まれます。身体への重大な事態とは、具体的に骨折、脳震盪、歯の欠損、例えばカッターによる暴行により刺されそうになったなどが想定されております。

心に重大な被害とは、例えばいわゆるP T S D、心的外傷後ストレス障害あるいはリストカット、また嘔吐や腹痛が継続している場合など。また別のものとして、多くの児童生徒の前で衣服を脱がされた。わいせつな画像をインターネット上で拡散されたなどが想定されています。また、その他、今回のこの事案を原因に転校せざるを得なくなった場合なども想定されています。財産への重大な被害とは、金銭を要求され、高額な金品を渡した。例えば総額で1万円を渡した場合（1万円という金額が基準としてあるわけではない）、また、所有のスマートフォンなどを水に浸けられ壊されてしまったなどが想定されます。

これらの事例は、あくまでも例でありまして、個々の状況によって重大な被害と判断されるかどうか総合的に判断されます。なお、これらの被害が疑われる段階で、重大事態として調査を開始する必要があります。

次に、重大事態の認知から結果の報告までの一般的なフローを文部科学省、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン改訂版をもとに説明します。

まず、いじめの重大事態が発生した時点で、学校は教育委員会へ速やかに報告します。その後、事実関係調査をすぐに開始いたします。報告を受けた教育委員会は市町村の長に報告します。市町村長はいじめの重大事態をこの段階で認知することとなります。

次に学校、または教育委員会のどちらかが主体となった調査組織を設置します。この組織の責任者は被害側へ調査内容などの説明をし、被害側承認の上で調査を開始いたします。調査主体は関係者からの聞き取りを行い、またいじめの状況を示すあらゆる証拠を収集します。収集した証拠や情報を基に、事実関係を整理分析します。そして、いじめの有無、いじめが起きた原因、学校の対応の適切性、検証を踏ました再発防止策などについて調査結果をまとめます。最終的に学校が調査主体の場合は教育委員会へ、教育委員会が主体の場合は市町村長へ調査結果を報告します。

報告を受けた市町村の長は、調査結果の内容を検討し、結果承認の可否を判断いたします。もし調査報告書だけでは不十分であると判断した場合や、新たな事実が判明し

た場合は、追加での調査や再度の聞き取りなどを実施します。再調査の後、再度承認と再調査の必要性の有無が判断されることとなります。このプロセスは納得のいく調査結果が得られるまで繰り返される可能性があります。そして、いじめ重大事態の調査結果を町の議会に報告いたします。

以上がいじめ重大事態の調査結果の報告から、再調査の必要性の判断、そして議会への報告までの流れとなっております。

では、改めまして市町村長の役割について説明させていただきます。いじめの重大事態が発生した際、市町村長は中立性、公平性が確保された調査組織の設置を指示します。必要に応じて弁護士、医師、心理士などの専門家を調査組織に加えるよう指示します。

市町村長は調査結果報告書を最終的に承認する立場にあり、報告書の内容が十分か、再発防止策が適切かなどを審査し、再調査の要否を判断いたします。調査結果に基づき、被害児童生徒や保護者に対し、丁寧かつ誠実に説明を行う責任を負います。また、策定された再発防止策の実施を指揮、監督します。必要に応じて必要な人的物的資源の提供を含め、環境を整備する役割を担います。調査結果や再発防止策の進捗状況を議会へ報告します。これは住民の代表である議会への説明責任を果たすとともに、地域全体でいじめ問題に取り組む機運を高めることを目的としています。

続いて、教育委員会の役割について説明します。教育委員はいじめ重大事態発生の報告を受け、調査組織の設置を決定します。調査組織が中立的かつ公正に調査を進めているか、その活動を監督します。具体的な調査内容に直接介入するのではなく、調査の適正性や進捗状況を確認する立場になります。調査結果報告書を教育委員会会議において慎重に審議し、最終的な承認を決定します。調査結果の審議の中で、必要に応じて再調査の要否について意見をいただき、その決定に関与します。調査結果に基づき、具体的な再発防止策を決定します。防止策の執行状況を継続的に監督し、必要に応じて改善を促します。いじめ重大事態の経験を生かし、市町村全体のいじめ防止対策や教育環境の改善について提言し、その推進に貢献します。

続いて、教育委員会事務局、特に指導主事は教育委員会のその職務を遂行するための実動部隊として、役割を担うことになります。このように教育委員会は、事務局が実務を担い、教育委員がその活動を監督し、重要な決定を下すという役割分担のもと、いじめ重大事態への対応と再発防止に努めます。

続きまして、いじめ対応に関する課題について大きく4点の視点でご説明させていただきます。

1つ目は、全体像と現状認識に関わる課題となります。現代のいじめは、先ほども申し上げましたが、SNSやオンラインゲームなどを介して行われる場合が増え、匿名性や拡散性から発見、対応が非常に困難になってきております。また、いじめの兆候を見逃したり、初期段階での適切な情報共有や対応が遅れたりすることで、事態が深刻化し、取り返しのつかない状況に発展するケースが後を絶ちません。

そこで、今年度北総教育事務所では、5月16日付でリーフレット「いじめ重大事態となり得るケースの対応について」の周知についてという文書を発出させていただき、重大事態となり得る具体的な例を示し、学校現場で活用していただいているところです。

続きまして、2つ目です。現場・組織体制に関わる課題です。教員の多忙化が進む中、日常の児童生徒の観察や情報共有の時間が不足しがちです。また、いじめの対応は個々の教職員の力量に頼りがちです。いじめの多様化、複雑化に対応するための教職員の専門的な知識とスキルを向上させることが急務となっています。

学校、児童生徒、保護者の間で、いじめの定義やどのような行為がいじめに当たるかという認識にずれがあることがあります。いじめと認識されずに見逃されたり、対応が遅れたりする原因となっております。

続いて、3つ目です。支援・リソースに関する課題です。被害児童生徒や保護者の心理的ケア、学習支援、転校となった際のサポートなど、継続的な支援体制が不十分であります。また、加害児童生徒の行動変容を促すために必要なプログラムやメソッドが不足しがちです。なお、いじめ対策に必要な予算や専門的な人員が十分に確保されておらず、質の高い対応の継続が困難になっている場合があります。

最後に4つ目です。外部連携と社会的な課題、より広い視点から地域や社会全体課題に触れたいと思います。外部連携不足が問題の早期解決や、再発防止を難しくすることができます。また、いじめは絶対に許されない行為であるという社会全体の共有の浸透が不可欠と考えております。

それでは、最後にまとめに代えて2点お話させていただきます。

まず1つ目です。ここまでお伝えしましたとおり、いじめは特別な場所や状況で発生するものではなく、誰にでもどこででも起こり得る問題であるということを改めて申

し上げたいと思います。このような認識に立ち、北総教育事務所では生徒指導の重要な視点である発達支持的生徒指導を大切にしています。

発達支持的生徒指導とは、単に問題が起きてから対処するのではなく、児童生徒一人一人の成長段階や特性を理解し、彼らが社会の中でよりよく生きるために力を育むことを目指すものです。具体的には日々の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、対話を通して、子どもたちが安心して自己表現できる環境を整えたり、違いを認め合い、共感する心を育むための機会を提供したりします。

また、困ったときに助けを求められる関係性を築くことも重要です。いじめの芽を早期に摘み取り、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするために、教職員だけでなく、児童生徒、保護者、そして地域全体が一体となって、この発達支持的生徒指導を推進していくことが不可欠と考えております。

2つ目です。いじめは社会全体で取り組むべき喫緊の課題です。このいじめ問題に取り組むこと、取組をより実効性のあるものにするために、私たち大人の意識改革が鍵を握っていると考えます。

もし、皆さんにとってかけがえのない大切な方、例えば皆さんのお子様、あるいはお孫さんがいじめの苦しみの中にいるとしたら、皆さんはどう行動するでしょうか？皆さんの大切な方の心と体の痛みを想像すれば、傍観することなどはできるはずがありません。きっと居ても立ってもいられず、できる限りのことをされるのではないかでしょうか。私たち大人一人一人が自分の大切な人がいじめにあったならという視点を持てば、取るべき行動はおのずと明らかになります。

例えば、皆さんのが教師であれば、日々の児童生徒との関わりの中で、小さなサインも見逃さないよう、より一層の注意を払うことでしょう。皆さんのが保護者であれば、子どもの変化に敏感になり、積極的に学校と連携を図るはずです。皆様が町民であれば、地域の目で子どもたちを守り、もししいじめの兆候に気づいたならば、積極的に学校や関係機関に情報を提供するでしょう。また、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに動き出すかもしれません。皆さんのが教育委員ならば、いじめ対策のための学校現場への支援体制の強化を検討されるはずです。皆さんのが市町村の代表であれば、いじめ対策を町の最重要課題の1つとして位置づけ、役場内の各部署を横断的な連携を図り、町全体で子どもたちを守るためのリーダーシップを発揮されることだと思います。

この自分事として捉える意識こそが、いじめ問題の解決を導く最も力強い原動力とな

ります。大切な東庄町の子どもたちの命と未来を守るために、私たち大人一人一人がこの視点を持って行動していくことで、子どもたちが心から安心して学び、成長できる東庄町を築いていけるはずです。「すべては東庄っ子のために」これを合い言葉に東庄町の子どもたちを守り続けていただければと思います。

そのためであれば、私たち北総教育事務所も全力で東庄町をご支援いたします。何なりとお申しつけください。微力ながらお手伝いさせていただきます。共に力を合わせて、いじめに立ち向かってまいりましょう。

以上で、説明とさせていただきます。全体を通して何かご質問等ござりますでしょうか。

○秋元教育委員 いじめの発見にはいろいろな機会があります。校内での発見が多いと思いますが、保護者が、直接警察に訴えてわかる場合もあります。警察への訴えでわかった場合の対処の仕方などはどうになるのでしょうか。

○高橋主席指導主事 今回お話をしたながれは、一般的な内容です。学校で起きたこと、いわゆる子どもたちがそのいじめの加害被害ということになれば、必ず学校を何らかの形で経由することになります。私たち北総教育事務所でも同じような事案をお預かりしているわけですが、その場合は警察の方が必ず、市町村の部局ですので教育部局、つまり教育委員会のほうに情報を流してくださることが多いです。

また、別のケースとしましては、例えば、県の教育委員会に直接、また、もう少し言いますと文部科学省のほうに直接という場合もあります。この場合も必ず市町に、その該当する、設置をしている市町のほうまで必ず情報は下りることになっております。そのシステムに関しましてはしっかりと構築されておりますので、その場合はまさに教育委員会として覚知した段階で、このスタートを切ることができるかと思っております。

○林教育委員 貴重なご説明ありがとうございました。「いじめの重大事案自体が非常に急増している」との説明あったと思いますが、全体として発覚、あるいは積極的に調べるようになったから増えたという認識なのか、あるいはもう数年前からこういう形で対策を取られているけれどもなかなか改善がされていないという認識なのか、というのを教えていただきたいと思います。

○高橋主席指導主事 国は、「認知することはいいことだ」という形で積極的な認知を求めています。これにより、学校は積極的に認知し「増加」という形で出たものととら

えています。しかしながら、県によってはその受け止め方が異なる場合もあり捉え方にも様々です。千葉県は、積極的な認知により「増加」していると捉えています。教員の積極的な認知が進んでおり、学校の取組も進んできていると考えています。

○**岩田町長** 他にございませんか。よろしいですか。今、いろいろなご意見いただきましたけども、教育長何かございますか。

○**石橋教育長** 小中学校とも教師には「いじめをしない、させない、許さない」という姿勢を持ちながら指導に当たっていただいている。加えて、道徳教育に力を入れていただいている。しかしながら、「からかい、いじり」などがあり、それが、エスカレートし、いじめが深刻化する場合が多いと思います。また、水面下でいじめは起こる可能性が高く、大人は、いじめの前兆を見逃さないことが大切です。「早期発見」が重要であると感じます。

2つ目です。「大人の意識改革」が大切です。SNSが発達し、誹謗中傷がものすごく感じられます。子どもだけではなく、大人がSNSで誹謗中傷を平気で行っているという現実があります。「大人の意識改革」をしていかないと、「社会全体でいじめはなくならないのでは?」と思います。大人も「しない、させない、許さない」ということを啓発していかなければいけないと感じています。

○**岩田町長** いじめというのは、「いつでもどこでも起こり得る」ものだということが改めてわかったと思います。先ほど説明をいただきましたけども、重大事件が発生した、そういうときに学校だけではなく、教育委員会、町が協力して対応していくということがよく理解できました。

では、皆さんから一言ずつ、ご意見・ご感想をいただきたいと思います。青野委員からお願ひします。

○**青野教育長職務代理者** いじめの認知される件数が増えているというところの一番のきっかけが、「アンケートが多い」ということでアンケートの重要さがよくわかりました。いじめをするほうがもちろん悪いことだと思います。いじめをする側は、初めは「からかい」から始まり、エスカレートし、いじめに発展していくと思います。「からかい」も「いじめ」であるという認識も必要です。道徳教育はとても大切に感じました。

○**岩田町長** 続いて、林委員どうですか。

○**林教育委員** 正直言っていじめのこの問題を様々な立場の人が様々なケースで議論して

いますが、なかなか解決策が見つかりません。果たして解決策があるんだろうかというのは正直いったところで、日々いろんな形でいじめの形も千差万別です。いじめの定義が「いじめだと感じたら、いじめ」であり、被害者感情が生まれればそれは「いじめ」であるということになります。10人いれば10人いじめられるパターンというのもあります。それに対する対策や予防というのも、多分、十人十色ということになります。

マクロの視点とミクロの視点という事を考えながら指導に当たっていく必要があります。ミクロというのは要するに学校での日々の取組であろうと思います。そして、マクロの視点とは、道徳教育ということになると考えます。

おそらく、大人たちの批判やSNSでの誹謗中傷、匿名による批判文書などの問題など、そういうところから解決をしていかないと、恐らく社会全体としてのいじめはなくならないと思います。

○**岩田町長** 秋元委員。

○**秋元教育委員** 私が感じたのは、今の子どもは先のことを考えられない、今これをやつたら次どうなるか、それを考える力がない。それはやはり小さい頃からのいろんな経験の積み重ねで、学力向上だけを重視していて、数字的なものをばかりよければよしとし、人格、人間形成としてそれがつくられていない。それが親の責任でもあるし、親が見本を見せない、手本を見せられないから、子どもがよりよく育っていかないと感じます。

私は保育士をしていて、0歳から6歳までの教育に携わってきました。ガラス玉で生まれてきた子どもが小学校に上がるまで、大事に育てなくてはいけないと思いながら幼児教育を行ってきました。しかしながら、「親が子どもの指導をきちんとできない」という現実もあります。やっぱり、家庭で、「善悪を教える」ことが重要です。教育委員会としては、家庭教育支援の必要性を強く感じます。また、15歳までの教育を「町ぐるみで支えてあげる」仕組みづくりが必要だと感じます。

○**岩田町長** 続いて、岩井委員。

○**岩井教育委員** 私が子どものころ、おじいさんに戦争の悲惨さをよく聞かされた気がします。そうして、子どもを諭し、良き方向に導いていた気がします。道徳というものを感じました。

○**岩田町長** ありがとうございます。

○石橋教育長　はい、皆さんのお話を聞きながら、感じたことをお話します。大人は、子どもに「良いことは良い、悪いことは悪い」ということをしっかりと身につけさせなくてはなりません。学校でも家庭でも、地域でも、普段の生活の中で「良いことはやったら褒める」、「悪いことはやったら叱る」という事が大切です。そして褒められても叱られても、親は、「ありがとう」という感謝の気持ちを持つことが大切であると感じます。

○岩田町長　統括として、高橋さんからお願ひします。

○高橋主席指導主事　いじめをする暇がないくらい、楽しい東庄町になってくれたらいいなと思っています。つまりメソッドはいくらでも今はあります。アンケートを取って芽を摘むとか、ご紹介ませんでしたが、千葉県教育委員会では「SOSの出し方教育」ということを推進しており、すべての小中学校で4月に行うことになります。

ただ、いじめる側の思考というのは、「何かに満足していない」ということだと思います。それは学校に対してかもしれません。あるいは家族にかもしれません。自分自身かもしれません。でも「心が満たされている人」はいじめには向かわないと思います。そうであれば、私たち大人が手を差し伸べればよいと思います。それが学習なのかもしれません、スポーツなのかもしれません、体験学習かもしれません。そういうものを用意してあげることが重要ではないかと思います。町の視点、大人の視点でご用意をしていただき、「いじめる暇なんかないぐらい楽しい東庄町、小学校、中学校」となることが理想ではないのでしょうか。

○岩田町長　ありがとうございました。それを受けて何かござりますか。

○石橋教育長　おっしゃるとおり、いじめをなくすにはいじめをしないくらい東庄町の学校が面白い学校であれば一番いいと、そのように思います。

1つ目に、様々なアイディアを教育課程の中に位置づけ、楽しい学校にすることが大切です。2つ目は、社会教育における体験学習の充実があげられます。サマーキャンプ、子どもスポーツなど体験の場を広げる必要があります。3つ目に、コミュニティスクールやいじめ防止対策協議会などの話し合いの充実も必要であると思います。

○岩田町長　いろんなご意見をいただきました。皆さんからお話を聞くと、やはり少子化ということで、子どもが非常に町自体少なくなってきております。連携というのはなかなか難しいだろうと思います。

それでは、いったんここで議事は終了します。では、その他に移ります。皆さんからご発言あれば、ここで受けたいと思います。よろしくお願ひをしたいと思います。

○**岩井教育委員** 子どもたちの意見を聞く場をつくっていってあげたほうがいいと思います。簡単に言うと『こども議会』みたいなものをつくってもらえると、子どもたちの意見で子どもたちが問題を解決できる場ができるいいと思います。是非実現させてください。

○**岩田町長** ありがとうございます。教育長、今後の課題としてください。さて、その他はありませんか？無いようですので…。本日は、私にとっても、非常に参考になった点がたくさんありました。今後の施策に反映努力してまいる所存であります。よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

○**香取総務課長** それでは、以上をもちまして令和7年度第1回東庄町総合教育会議を閉会とさせていただきます。皆様ありがとうございました。

(午後2時48分 閉会)